

令和 4 年 7 月 2 1 日
環 境 政 策 部
環境・エネルギー施策推進課

開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について

世田谷区環境共生推進会議環境配慮幹事会において検討し、事業者との協議が終了した
下記事業における環境配慮状況について、別添資料により報告いたします。

記

No	事業名	所在地	計画概要
1	世田谷区立瀬田小学校 改築工事	瀬田 2－15－1	学校の建設 ○ 敷地面積 約 8,972㎡ ○ 法延面積 約 8,971㎡ ○ 構造階数 RC・S 造 地上 4 階

環境配慮制度における環境計画の報告

番号	事業名	事業概要	環境配慮項目・配慮内容																	
1	世田谷区立瀬田小学校改築工事 ・計画地（住居表示） 瀬田二丁目15番1号 ・事業者 世田谷区	・敷地面積 約8, 972㎡ ・法定延面積 約8, 971㎡ (既存校舎改修部分934㎡) ・構造 RC造＋一部S造 ・階数 地上4階	＜自然エネルギーの有効利用・省エネ対策＞																	
			<table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>太陽光パネル</td><td>30kWを設置する。</td></tr><tr><td>断熱性能</td><td>建築物省エネ法誘導基準（予定）</td></tr><tr><td>照明</td><td>人感センサーを採用する。 LED照明を採用する。</td></tr></table>	項目	内容	太陽光パネル	30kWを設置する。	断熱性能	建築物省エネ法誘導基準（予定）	照明	人感センサーを採用する。 LED照明を採用する。	<table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>給湯器</td><td>高効率型</td></tr><tr><td>空調機</td><td>高効率型 全熱交換器を採用する。</td></tr><tr><td>BEI</td><td>0.85（既存校舎含む建築物全体） 0.81（既存校舎を含まない場合）</td></tr></table>	項目	内容	給湯器	高効率型	空調機	高効率型 全熱交換器を採用する。	BEI	0.85（既存校舎含む建築物全体） 0.81（既存校舎を含まない場合）
			項目	内容																
			太陽光パネル	30kWを設置する。																
	断熱性能	建築物省エネ法誘導基準（予定）																		
照明	人感センサーを採用する。 LED照明を採用する。																			
項目	内容																			
給湯器	高効率型																			
空調機	高効率型 全熱交換器を採用する。																			
BEI	0.85（既存校舎含む建築物全体） 0.81（既存校舎を含まない場合）																			
＜みどりに係る環境の確保＞ ・緑化率は基準の4%を上回る。 ・高木の配置（本数）は基準の40%を上回る。 ・計画区域内の高木・準高木のうち70%以上が主に関東に分布している樹種。 ・高木・準高木のうち落葉樹の比率は20%以上。 ・6m以上の樹木（シンボルツリー）や開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで植栽を計画。 ・ビオトープを整備。野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫。 ・みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画。																				
＜災害の防止＞ ・防火水槽・防災倉庫・災害トイレの設置。 ・災害時に近隣の人が一時避難できる空地100㎡以上確保。																				
その他																				
説明会での主な意見・要望 特になし。																				
従前と計画の比較																				
		従前	計画																	
用途	学校 延6, 228㎡	学校 延8, 971㎡ ² (うち既存校舎 改修面積934㎡)																		
緑化率	7. 52%	22. 60%																		
年間一次エネルギー ※A	7, 226GJ (1,160MJ/㎡・年)	6, 299GJ/年 (702MJ/㎡・年) ※B																		
		幹事会での主な意見																		
		・屋上緑化は維持管理が難しいため、管理方法もふまえた植栽計画としてほしい。 ・地上部基準量の屋上緑化への置き換えは慎重に検討願う。 ・既存樹木について施工段階においても、可能な限り保全（移植）するよう努めてほしい。 ・樹木移植に関しては、移植時期と計画的な準備の配慮を願う。																		
		自然エネルギーの有効利用	省エネルギー対策	みどりの保全・創出	災害対策															
		★ ★ ★	★ ★ ★	★ ★ ★	★ ★ ★															

※A:既存校舎（従前の校舎・体育館部分、および計画の既存校舎（特別教室棟）部分）については平成28年1月29日号外国土交通省告示第265号「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」別表2「設備別基準一次エネルギー消費量に関する係数（単位MJ/㎡）」に基づき算出

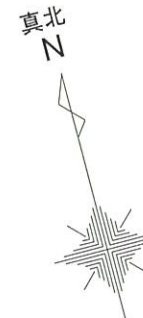
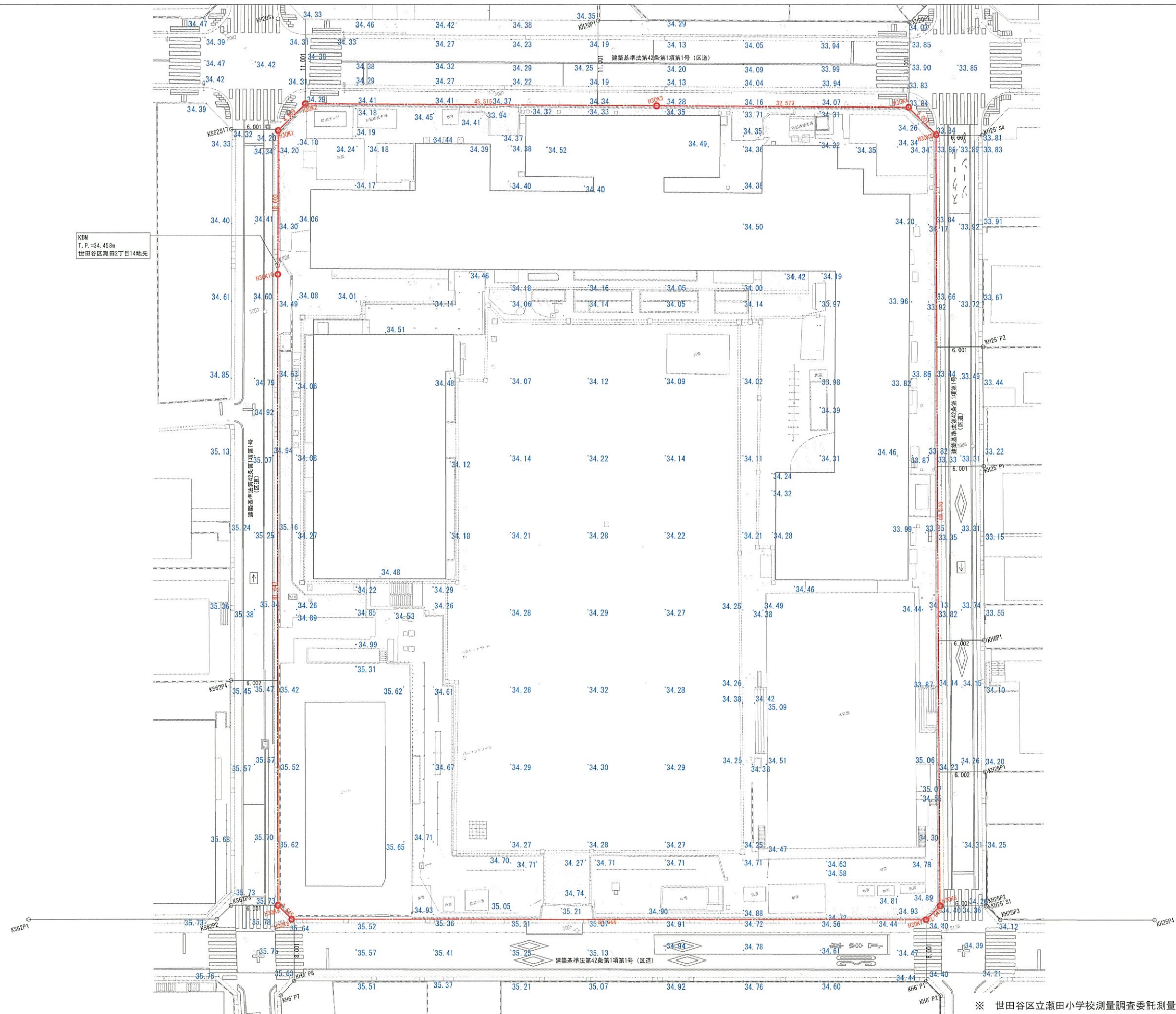
※B:既存校舎（特別教室棟）の改修部分を除いた新築部分（新校舎+新体育館）の㎡あたりの年間一次エネルギー消費量は、667MJ/㎡・年。なお、新築校舎部分の数値はモデル建物法（用途：学校及び講堂）にて算出）



鳥瞰パース

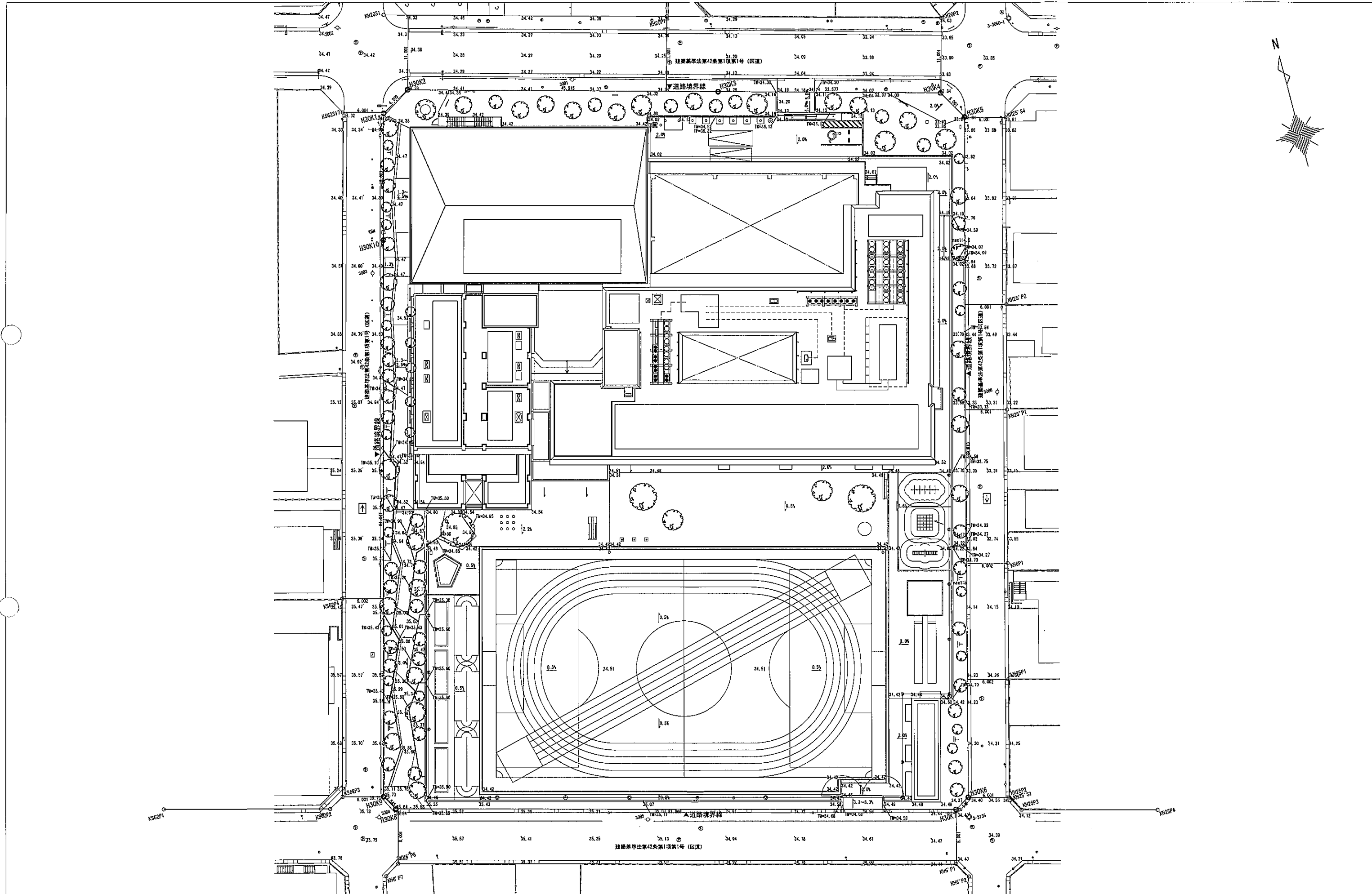


設計者	設計事務所名	株式会社 アール・アイ・エー 東京本社	主任技術者	小園 照弘	構造設計一級建築士 建築士証明交付番号	斎藤 慶太 第 9292 号	構造関係規程に適合 することを確認した。	図面サイズ	設計	R3年 月 日	発注者	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	工 事 件 名	世田谷区立瀬田小学校改築工事	図 面 内 容	案内図	図 面 番 号
	登録番号	一級建築士事務所 東京都知事登録第28546号		照査技術者		小野 正道			変更	年 月 日							
	設計者名	小園 照弘		設計担当者		設備設計一級建築士 建築士証明交付番号			A1 (1:750) A3 (1:1500)	年 月 日							
	登録番号	一級建築士 国土交通大臣登録第313190号				上原 秀文 第 4690 号											

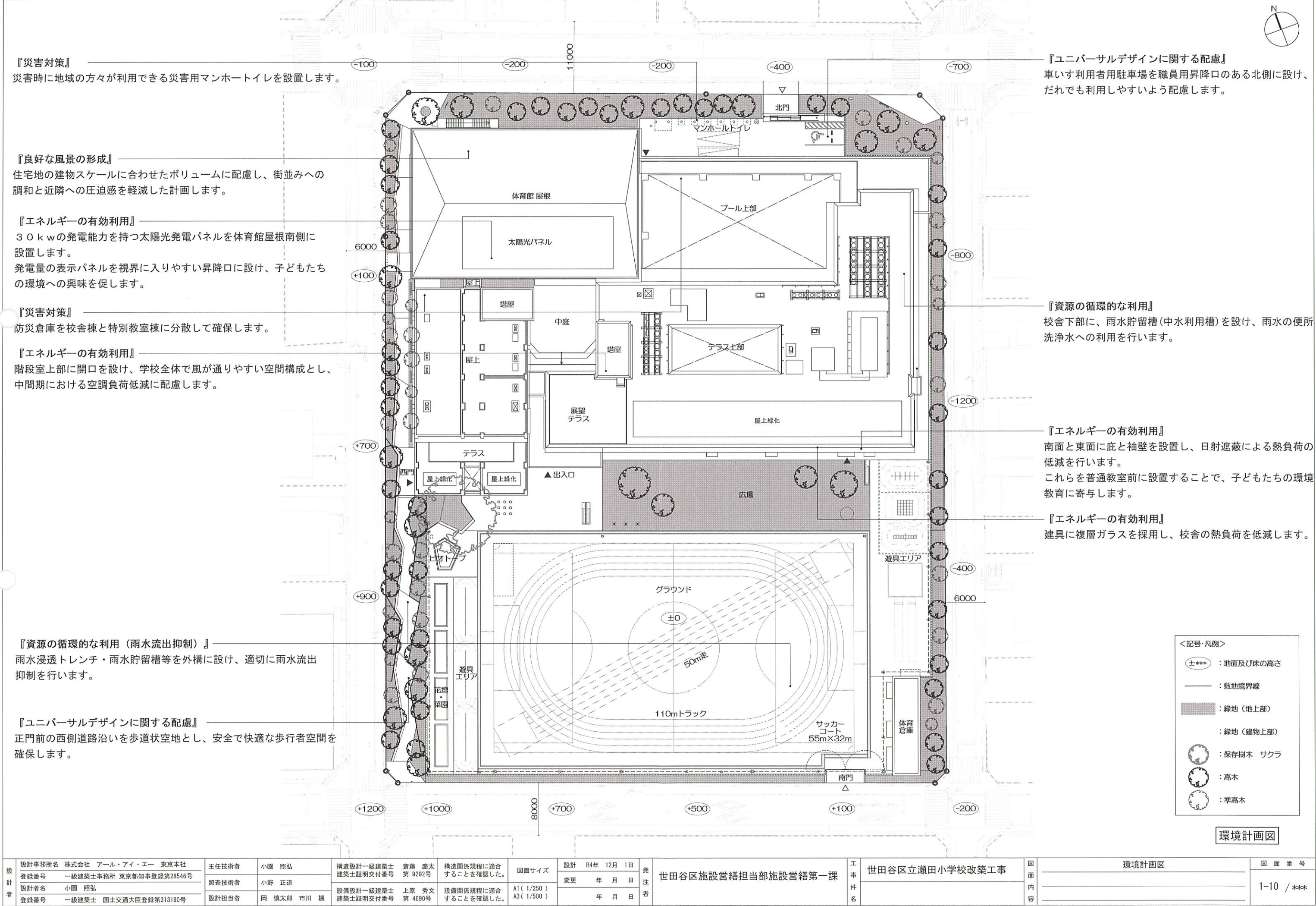


※ 世田谷区立瀬田小学校測量調査委託測量成果簿（平成31年2月）境界点測量図を基に作成。

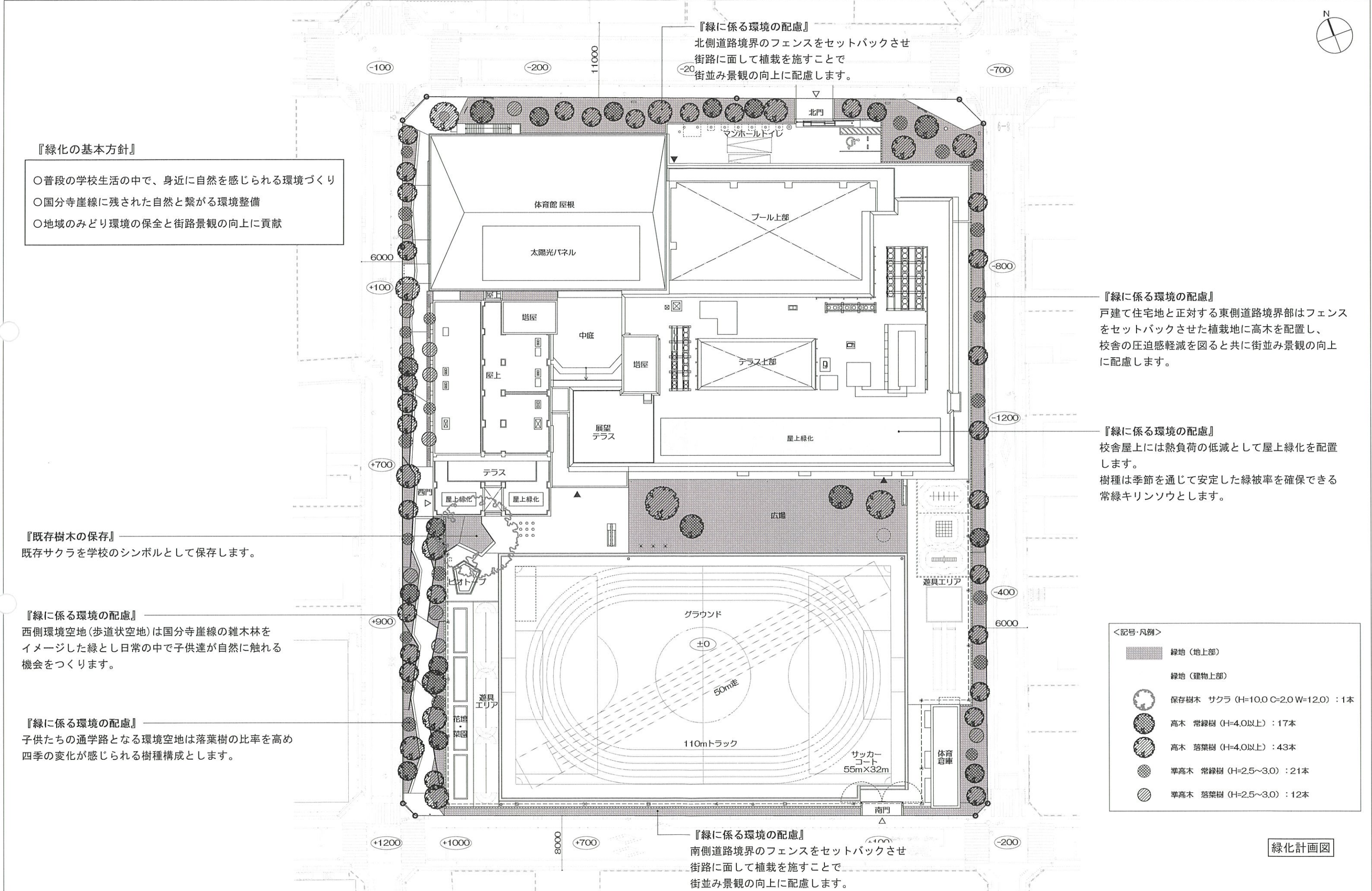
設計者	設計事務所名	株式会社 アール・アイ・エー 東京本社	主任技術者	小園 照弘	構造設計一級建築士 建築士証明交付番号	斎藤 慶太 第 9292 号	構造関係規程に適合 することを確認した。	図面サイズ	設計 R3年 月 日	免注者	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	工 事 件 名	世田谷区立瀬田小学校改築工事	図 面 内 容	配置図（現況）	図 面 番 号
	登録番号	一級建築士事務所 東京都知事登録第28546号	照査技術者	小野 正道	設備設計一級建築士 建築士証明交付番号	上原 秀文 第 4690 号	設備関係規程に適合 することを確認した。	A1(1:250) A3(1:500)	変更 年 月 日							
	設計者名	小園 照弘	設計担当者	岡 慎太郎 市川 楓												
	登録番号	一級建築士 国土交通大臣登録第313190号														



設計者	設計事務所名	株式会社 アール・アイ・イー 東京本社	主任技術者	小園 照弘	構造設計一級建築士	西藤 慶太	構造関係規程に適合	図面サイズ	設計	R3年 月 日	発注者	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	工事件名	世田谷区立瀬田小学校改築工事	図面内容	配置図 (計画)	図面番号	1-6/***
	登録番号	一級建築士事務所 東京都知事登録第28546号	調査技術者	小野 正道	建築士証明交付番号	第 9292 号	設備関係規程に適合	A1 (1:250)	変更	年 月 日								
	設計者名	小園 照弘	設計担当者	岡 慎太郎 市川 楓	設備設計一級建築士	上原 秀文	設備関係規程に適合	A3 (1:500)		年 月 日								
	登録番号	一級建築士 国土交通大臣登録第313190号			建築士証明交付番号	第 4690 号	することを確認した。											



設計者	設計事務所名	株式会社	アール・アイ・エー	東京本社	主任技術者	小園 照弘	構造設計一級建築士 建築士証明交付番号	斎藤 慶太 第 9292号	構造関係規程に適合 することを確認した。	図面サイズ	設計	R4年 12月 1日	発注者	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	工 事 件 名	世田谷区立瀬田小学校改築工事	図 面 内 容	環境計画図		図 面 番 号
	登録番号	一級建築士事務所	東京都知事登録第28546号		照査技術者	小野 正道				変更	年 月 日	1-10 / ***								
	設計者名	小園 照弘			設備設計一級建築士 建築士証明交付番号	上原 秀文 第 4690号	設備関係規程に適合 することを確認した。	A1 (1/250) A3 (1/500)		年 月 日										
	登録番号	一級建築士	国土交通大臣登録第313190号		設計担当者	岡 慎太郎 市川 楓														



設 計 者	設計事務所名	株式会社 アール・アイ・エー 東京本社	主任技術者	小園 照弘	構造設計一級建築士 建築士証明交付番号	斎藤 慶太 第 9292号	構造関係規程に適合 することを確認した。	図面サイズ	設計	R4年 12月 1日	発 注 者	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	工 事 件 名	世田谷区立瀬田小学校改築工事	図 面 内 容	緑化計画図		図 面 番 号					
	登録番号	一級建築士事務所 東京都知事登録第28546号	照査技術者	小野 正道		変更			年 月 日	1-11 / ***													
	設計者名	小園 照弘	設計担当者	設備設計一級建築士 建築士証明交付番号	上原 秀文 第 4690号	設備関係規程に適合 することを確認した。	A1(1/250) A3(1/500)	年 月 日															
	登録番号	一級建築士 国土交通大臣登録第313190号																					

評価算定書

事業の名称

[世田谷区立瀬田小学校 改築工事]

区分1【自然エネルギーの有効利用】

(R3.4 改訂)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
自然エネルギーの変換利用	延床面積 10,000 ㎡未満（※）	① 太陽光発電設備 1 0 kW ② 年間一次エネルギー量換算 1 0 0 GJ	2	6	※ 5,000 ㎡未満では 500 ㎡につき 1kW 設置で基準点 2 1.5kW 〃 4 2kW 〃 6 この欄の自然エネルギーの変換利用の項目が採点された場合のみ以下の項目を評価し加点することができる。 屋根貸など他事業者による設置でもよい。発電電力の利用方法は問わない。
	① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① 〃 1 5 kW ② 〃 1 5 0 GJ	4		
	③ 太陽光発電の蓄電利用	① 〃 2 0 kW ② 〃 2 0 0 GJ	6		
	太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量 1 0 kWh (太陽光発電 5 kW 以上)	2	0	
	延床面積 10,000 ㎡以上	① 太陽光発電設備 2 0 kW ② 年間一次エネルギー量換算 2 0 0 GJ	2	0	
	① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① 〃 3 0 kW ② 〃 3 0 0 GJ	4		
	③ 太陽光発電の蓄電利用	① 〃 4 0 kW ② 〃 4 0 0 GJ	6		
	太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量 2 0 kWh (太陽光発電 1 0 kW 以上)	2	0	
自然エネルギーの直接利用	ダブルスキン構造等	採用した場合	2	0	冬期の熱回収等を目的とした空調機等に接続する場合
	地中熱を利用したシステム (クール・ヒートトレンチ)	採用した場合	1	0	
	自然通風・外気を利用したシステム (通風経路確保、ナイトパージ、自然換気システム)	採用した場合	各 1	1	
	自然採光を利用したシステム (ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト等)	採用した場合	各 1	0	
	太陽熱を利用したシステム (パッシブソーラーシステム)	採用した場合	1	0	
その他、「自然エネルギーの有効利用」事項 →P.6 に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1 又は 2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				7	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

区分2【省エネルギー対策】（共同住宅以外）

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
エコカーの普及	電気自動車充電用コンセント	1 個設置した場合	1	0	
		2 個以上設置した場合	2	0	
	電気自動車充電器	設置した場合	2	0	一般利用
	カーシェアリング	採用した場合	1	0	
性能 断熱	外皮性能 ペリメータゾーンの年間熱負荷係数（PAL＊）	設計値／基準値 を 1. 0 以下で計画	1	1	建築物省エネ法 誘導基準
省エネルギーシステムの導入	人感センサー利用照明	採用した場合	1	1	トイレなど不特定多数の方が利用する場所への設置
	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1	0	効果の見込める居室への設置
	全熱交換器	採用した場合	1	1	同上
	CO ₂ 制御換気システム	採用した場合	1	0	同上
	エネルギー管理システムの導入	BEMSの採用	2	0	建物全体で採用された場合
	大温度差送風・送水システム	採用した場合	1	0	
	高効率照明設備の採用	LED 照明を採用した場合	1	1	
	ダブルスキン構造等	採用した場合	1	0	カーテン等以外の場合
高効率設備	高効率空調機の採用 「エネルギー環境適合製品 告示」に定める熱源機を用いるもの。	採用した場合	1	1	
	高効率ボイラ 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの。	採用した場合	1	0	
	コージェネレーションシステム 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの	採用した場合	2	0	
	高効率給湯設備（エコジョーズ等）	採用した場合	1	1	
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値／基準値（BEI）	0. 8 以下で計画	1	0	建築物省エネ法 誘導基準
		0. 6 以下で計画	2		ZEB Oriented 相当
		0. 5 以下で計画	3		ZEB Ready 相当
その他、「省エネルギー対策」事項 →P.6 に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1 又は 2	2	採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				8	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

区分3【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点 1	採点 1	基準点 2	採点 2
みどりの量	緑化率	基準（※1）どおり	1	4	採点 1 の合計 2→1 点	3
		基準を 2 パーセント上回る	2			
		// 4 //	4			
	高木（※2）の配置（本数）	基準どおり	1	4	3～5→2 点 6～8 点→3 点	
		基準を 2 0 パーセント上回る	2			
		// 4 0 //	4			
緑化空間	地上部の緑化率	緑化率のうち地上部だけで基準（※1）を満たす	1	0	採点 1 の合計 0 点→0 点 1→1 点 2→2 点	0
	環境空地	基準面積を 2 0 パーセント上回る	1	0		
みどりの質の向上	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	計画区域内の高木・準高木（※2）のうち 7 0 パーセント以上が主に関東に分布している樹種	1	1	採点 1 の合計 0～1 点→0 点 2～4→1 点	1
	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽	高木・準高木のうち落葉樹の比率は 2 0 パーセント以上実施	1	1		
	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽	6 m 以上の樹木の植栽	1	1		
	花の咲く木など季節を感じられる植栽計画	開花時期が異なる 3 種類以上の多様な花の咲く木などで計画した場合	1	1		
既存樹木	既存樹木の保存	敷地内において、準高木以上の樹木の本数が 2 割以上かつ 1 0 本以上存置	1	0	採点 1 の合計 0 点→0 点 1→1 点 2～3→2 点 4→3 点	0
		道路から 6 m 以内の範囲において //	2			
		高さ 1 0 m 以上の健全な樹木を 3 本以上保存（移植を含む）	1	0		
		道路から 6 m 以内の範囲において //	2			
生きものの緑化	生きものや水環境に関する工夫	ビオトープ、灌水装置などの整備	1	1	採点 1 の合計 0 点→0 点 1→1 点 2～3→2 点	2
		野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫（実のなる樹種の植栽やバードバス・巣箱の設置など）	1	1		
		みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画した場合	1	1		
その他、「みどりの保全・創出」事項 →P.6 に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1 又は 2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
合計点						6

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

- ※1 「世田谷区みどりの基本条例」による
 ※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木
 準高木 // 2.5～4m 未満の樹木

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2	0	
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法（※1）の 1. 25倍で計画	1	1	品確法の耐震等級2相当（構造躯体の倒壊等防止）
		建築基準法（※1）の 1. 5倍で計画	2		同上 耐震等級3相当
	雨水流出抑制	基準（※2）を15パーセント上回る	1	0	
		基準（※2）を30パーセント上回る	2		
	防火水槽	新設又は設置されている場合	1	1	専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合 は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合 は2基以上で点数化されます。 ※2を超える配慮
		以降居住者50人あたり 1基以上設置した場合	1		上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
	防災井戸	設置した場合	1	0	
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1	0	
	非常用発電機	設置した場合	1	0	設置容量 5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1	0	設置容量 5kWh以上 （太陽光発電の蓄電以外）
災害時に近隣の人が一時避難できる空地		100m ² 以上確保した場合	1	1	
その他、「災害対策」事項 →P.6 に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数
				5	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	
3～4点	★★	良好な配慮	
5点以上	★★★	優良な配慮	○

※1 建築基準法施工令第88条第3項に定めるもの

※2 「世田谷区建物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

4つの『評価区分』において、基準にない項目であっても、環境に配慮し評価に値すると思われる項目が何かあれば記入してください。

区分名：【 省エネルギー対策 】

【具体的な配慮内容として】

- ・校舎下部に、雨水貯留槽（中水利用槽）を設け、雨水の便所洗浄水への利用を行う。
- ・南面と東面に庇と袖壁を設置し、日射遮蔽による熱負荷の低減を行う。これらを普通教室前に設置することで、児童たちの環境教育に寄与する

例：区分1【自然エネルギーの有効利用】

- ・建物間に隙間を設け、自然通風を積極的に取り入れる。
- ・地熱を利用し、空調機の補助とする。
- ・使用する電力は再エネ50%以上の電力を調達する。
- ・大容量の蓄電設備を設置することで太陽光発電時間以外の電力を賄う。

例：区分2【省エネルギー対策】

- ・従前の建物の実績と比較して計画建物のエネルギー使用量を30パーセント削減する。
- ・屋上に降った雨を集め、雑用水として水洗トイレ、清掃等の用途に利用する。
- ・VtoH(Vehicle to home)を採用し太陽光発電の充電、災害時の利用を見込む。
- ・完成後はエネルギー監視を行い省エネに取り組む。

例：区分3【みどりの保全・創出】

- ・計画地は湧水保全重点地区であり積極的な地下水の涵養に努める。
- ・既存樹木を保存するため樹木医による診断を行い、健全な全ての高木、準高木を移植する。
- ・道路に面した法面を緑化する。

例：区分4【災害対策】

- ・BCP 対策として非常用発電機導入により電源を確保し、照明・コンセント・水道の利用を可能とする。
- ・電気自動車の外部給電機を準備する。
- ・地形や立地の特性を踏まえた防災設備の計画を行う。
- ・グリーンインフラを活用した雨水流出抑制に努める。

【その他】

4つの区分以外で、環境に配慮し評価に値すると思われる配慮項目があれば下記に記入してください。

【具体的な配慮内容として】

例1 CASBEE 等他の評価制度で高評価を取得する。

例2 敷地内の歴史的文化遺産や歴史的な自然景観を保存する。

例3 出入り車両による周辺の渋滞や混雑を避ける進入路を選択する。

例4 認証木材、エコマテリアル、リサイクル材を積極的に活用する。

このページ内で書ききれない場合は、コピーをしてご記入ください。